| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 航空機 | 航空機 | 全部 | 経済産業大臣の指定するもの | 機械器具月報（その四十四） | 二部 | 十翌月十五日 | 経済産業大臣 | |
| | | 機体部品・付属装置 | 従事者百名以上のもの | | 機械器具月報（その四十六） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | 発動機 | 全部 | | 機械器具月報（その四十五） | 一部 | 十翌月十五日 | 経済産業大臣 | |
| | | 補機（発動機の付属品を含む。） | 従事者百名以上のもの | | 機械器具月報（その四十六） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | 航空計器・操縦訓練用設備 | 従事者五十名以上百名未満のもの | | 機械器具月報（その四十六） | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | 精密機械器具 | 計測機器 | 従事者百名以上のもの | | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | 測定機器 | 従事者五十名以上百名未満のもの | | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | 試験機 | 従事者百名以上のもの | | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | 測量機器 | 従事者百名以上のもの | | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | 光学機械器具及び時計 | 光学機械器具 | カメラ | 経済産業大臣の指定するもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業大臣 | |
| | | | 双眼鏡（プリズム式） | 従事者百名以上のもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | | 顕微鏡 | 従事者五十名以上百名未満のもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | | カメラ用交換レンズ | 従事者百名以上のもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | | カメラの付属品 | 従事者五十名以上百名未満のもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | 時計 | 完成品 | 経済産業大臣の指定するもの | 機械器具月報（その四十七） | 二部 | 十翌月十五日 | 経済産業大臣 | |
| | | | ムーブメント（自己消費を除く。） | 従事者百名以上のもの | 機械器具月報（その四十九） | 一部 | 十翌月十五日 | 経済産業大臣 | |
| | その他の機械 | 武器 | 武器 | 全部 | 機械器具月報（その四十九） | 一部 | 十翌月十五日 | 経済産業大臣 | |
| | | 粉末や金製品（超硬チップを除く。） | 粉末や金製品（超硬チップを除く。） | 従事者百名以上のもの | 粉末や金製品月報 | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | 鋳鍛造品 | 鍛工品 | 鉄系鍛工品 | 従事者三十名以上百名未満のもの | 粉末や金製品月報 | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | | アルミニウム系鍛工品 | 従事者百名以上のもの | 鍛工品月報 | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | | | 従事者二十名以上百名未満のもの | 鍛工品月報 | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | 鉄鉄鋳物 | 鉄鉄鋳物 | 従事者百名以上のもの | 鉄鉄鋳物月報 | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | | 球状黒鉛鋳鉄 | 従事者二十名以上百名未満のもの | 鉄鉄鋳物月報 | 二部 | 十翌月日 | 都道府県知事 | 十翌月十五日 |
| | | 可鍛鋳鉄及び精密鋳造品 | 可鍛鋳鉄 | 従事者百名以上のもの | 可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報 | 二部 | 十翌月日 | 経済産業局長 | |
| | | | 精密鋳造品 | 従事者三十名以上百名未満のもの | 可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報 | 二部 | 十翌月十五日 | | |